



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)
第 8 5 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部改正 (192) (教育・学術振興課) 2 鳥取県立県民文化会館の利用料金 (193) (文化政策課) 3 鳥取県立倉吉未来中心の利用料金 (194) (〃) 11 保安林の指定の解除予定 (195) (森林づくり推進課) 20 公共測量の終了 (196) (技術企画課) 21 車両制限令による道路等の指定 (197) (道路企画課) 21 河川整備計画の決定 (198) (河川課) 22 指定居宅サービス事業者の指定 (199) (中部総合事務所福祉保健局) 22 指定介護老人福祉施設の指定 (200) (〃) 22 指定介護予防サービス事業者の指定 (201) (〃) 22 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (202) (西部総合事務所福祉保健局) 23 指定介護老人福祉施設の指定 (203) (東部福祉保健事務所) 23 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (204) (〃) 23
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (10) (教育総務課) 24
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 24 随意契約の相手方の決定 (〃) 24
◇ 雑 報	公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部改正 (教育・学術振興課) 25

告 示

鳥取県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第1項の規定により、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を改正したので、同法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおりその一部を改正する規約を告示する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を改正する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（担任する事務）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>（1） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、<u>第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、<u>第121条第1項並びに第122条第1項</u>に規定する権限の行使に関する事務</u></p> <p>イ <u>法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</u></p> <p>ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び<u>第122条第2項</u>に規定する届出、報告等の受</p>	<p>（担任する事務）</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>（1） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、<u>第88条第1項並びに第89条第1項</u>に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ 法第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務</p> <p>ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び<u>第89条第2項</u>に規定する届出、報告等の受理</p>

<p>理に関する事務 エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、<u>第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項</u>に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務 オ～カ 略 (2)～(4) 略 2 略</p>	<p>に関する事務 エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項及び第44条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務 オ～カ 略 (2)～(4) 略 2 略</p>
---	---

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県告示第193号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000円以下	33,530円	67,060円	83,820円	167,650円
	1,001円以上3,000円以下	43,590円	87,180円	108,970円	217,950円
	3,001円以上5,000円以下	53,650円	107,300円	134,120円	268,250円
	5,001円以上	67,060円	134,120円	167,650円	335,310円
休日	1,000円以下	40,230円	80,470円	100,590円	201,180円
	1,001円以上3,000円以下	52,300円	104,610円	130,770円	261,540円
	3,001円以上5,000円以下	64,370円	128,750円	160,950円	321,900円
	5,001円以上	80,470円	160,950円	201,180円	402,370円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000円以下	5,860円	11,720円	14,650円	29,310円
	1,001円以上3,000円以下	7,620円	15,240円	19,040円	38,100円
	3,001円以上5,000円以下	9,380円	18,760円	23,450円	46,900円
	5,001円以上	11,720円	23,450円	29,310円	58,620円
休日	1,000円以下	7,030円	14,070円	17,580円	35,170円
	1,001円以上3,000円以下	9,140円	18,280円	22,850円	45,730円
	3,001円以上5,000円以下	11,250円	22,500円	28,140円	56,280円
	5,001円以上	14,070円	28,140円	35,170円	70,350円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
梨花ホール	第 1 楽屋	390円	790円	980円	1,980円
	第 2 楽屋	320円	660円	830円	1,670円
	第 3 楽屋	490円	990円	1,250円	2,510円
	第 4 楽屋	540円	1,090円	1,350円	2,720円
	第 5 楽屋	1,230円	2,460円	3,080円	6,180円
	第 6 楽屋	790円	1,580円	1,980円	3,980円
	第 7 楽屋	490円	990円	1,250円	2,510円
	第 8 楽屋	450円	910円	1,150円	2,300円
	楽屋事務室	240円	490円	620円	1,250円
小ホール	第 9 楽屋	600円	1,210円	1,510円	3,030円
	第 10 楽屋	710円	1,410円	1,770円	3,550円

エ 練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
第 1 練習室	560円	1,130円	1,400円	2,820円
第 2 練習室	680円	1,370円	1,720円	3,450円
第 3 練習室	1,110円	2,220円	2,770円	5,550円
第 4 練習室	1,500円	3,010円	3,770円	7,550円

オ リハーサル室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日

区 分	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
リハーサル室	4,830円	9,670円	12,100円	24,210円

カ フリースペース利用料

区 分	単 位	利用料
フリースペース	1 日 50 平方メートルにつき (最大 250 平方メートル)	100 円

備考 利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。

キ 展示室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
展示室	営利を目的としない場合	8,360円	11,150円	13,930円	27,880円
	営利を目的とする場合	16,720円	22,290円	27,880円	55,760円

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ク 会議室・会議準備室利用料

区 分	利用料（1 時間につき）
第 1 会議室	4,590円
第 2 会議室	2,120円
第 3 会議室	2,400円
第 4 会議室	1,050円
第 5 会議室	520円
第 6 会議室	480円
第 7 会議室	310円
第 8 会議室	260円
会議準備室	130円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ケ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1 時間につき）
午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後 5 時から午後 6 時まで	午後の利用料 ÷ 4 × 1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から	夜間の利用料 ÷ 4 × 1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

午後12時まで | とする。)

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	大迫り	1基1回につき	2,400円
	小迫り	1基1回につき	1,150円
	音響反射板	1基1回につき	5,650円
	オーケストラピット	1基1回につき	6,180円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき	1,150円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,030円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,150円
	舞台所作台	1セット1回につき	7,430円
	花道所作台	1セット1回につき	1,770円
	松竹羽目	1セット1回につき	2,610円
	毛せん（赤ネル地）	1枚1回につき	300円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	平台	1枚1回につき	200円
	上敷ござ	1枚1回につき	300円
	金屏風	1双1回につき	1,560円
	銀屏風	1双1回につき	1,560円
	鳥の子屏風	1双1回につき	1,560円
	地かすり	1枚1回につき	1,560円
	鳥屋囲	1セット1回につき	1,030円
	バレエ用シート	1枚1回につき	930円
	雪かご	1台1回につき	300円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台（大）	1卓1回につき	620円
	演台（小）	1卓1回につき	410円
	演台（司会者用）	1卓1回につき	200円
	指揮者台（譜面台含）	1台1回につき	300円
	譜面台（楽団員用）	1台1回につき	100円
仮設能舞台（梨花ホール仕様）	1セット1回につき	21,130円	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台1回につき	10,480円
	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台1回につき	10,480円
	大太鼓（和太鼓）	1台1回につき	730円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,080円

	マリンバ	1 台 1 回につき	1,130円
	コンサートバスドラム	1 台 1 回につき	550円
音響設備器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	3,660円
	ステージスピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	ハードディスクレコーディングシステム	1 セット 1 回につき	1,030円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	DATデッキ	1 台 1 回につき	830円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	ステージモニタースピーカー (アンプ内蔵型)	1 台 1 回につき	1,350円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,030円
	一点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	520円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	ブームスタンド	1 本 1 回につき	200円
	エレベータースタンド	1 本 1 回につき	830円
	舞台袖簡易調整卓	1 セット 1 回につき	1,250円
	ポータブルミキサー	1 セット 1 回につき	1,250円
	エレベーターマイク	1 本 1 回につき	930円
	MDレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	照明設備	フットライト	1 セット 1 回につき
花道フットライト		1 セット 1 回につき	410円
ロアーホリゾントライト		1 セット 1 回につき	1,350円
ボーダーライト		1 列 1 回につき	1,150円
サスペンションスポットライト		1 列 1 回につき	830円
中アッパーホリゾントライト		1 セット 1 回につき	1,670円
アッパーホリゾントライト		1 セット 1 回につき	2,720円
客席サスペンションスポットライト		1 列 1 回につき	830円
プロセニウムスポットライト		1 列 1 回につき	1,030円
ポータルタワースポットライト		1 セット 1 回につき	1,030円
トーメンタルスポットライト		1 セット 1 回につき	300円
トーメンタルタワーライト		1 基 1 回につき	300円
フロントサイドスポットライト		1 列 1 回につき	830円
第1シーリングスポットライト		1 列 1 回につき	1,350円
第2シーリングスポットライト		1 列 1 回につき	1,350円
クセノンピンスポットライト (2キロワット)		1 台 1 回につき	2,080円
ムービングライトフロント用		1 台 1 回につき	1,560円
ムービングライトシーリング用		1 台 1 回につき	1,150円
音響反射板ライト		1 セット 1 回につき	2,610円

	コンダクタースポットライト	1 台 1 回につき	300円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1 台 1 回につき	2,610円
	調光操作卓	1 セット 1 回につき	3,660円
	サブ調光操作装置	1 セット 1 回につき	1,030円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500ワット)	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1 台 1 回につき	300円
	LEDスポットライト	1 台 1 回につき	300円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1 台 1 回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1 台 1 回につき	730円
	ミラーボール (φ450, 600)	1 台 1 回につき	830円
	マルチストロボ (300ワット)	1 台 1 回につき	930円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	930円
	コンセプトマシン	1 台 1 回につき	930円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	930円
	ファイヤーマシン	1 台 1 回につき	930円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	930円
	波エフェクト	1 台 1 回につき	930円
	レインボウマシン	1 台 1 回につき	930円
	カラーフェーダー	1 台 1 回につき	300円
	ストリップライト (100ワット, 12灯, 2回路)	1 台 1 回につき	300円
ストリップライト (100ワット, 4灯, 2回路)	1 台 1 回につき	200円	
その他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	入浴設備	1 室 1 回につき	1,150円
	テレビ中継設備	1 セット 1 回につき	9,750円
	持込電気機器	1 キロワットにつき	200円
	映写機 (35・16ミリ兼用)	1 台 1 回につき	8,800円
	スライド映写機 (1キロワット)	1 台 1 回につき	1,670円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1 セット 1 回につき	6,270円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1 セット 1 回につき	1,880円
	映像伝送システム	1 セット 1 回につき	2,570円
	ミニDVカメラレコーダー	1 台 1 回につき	920円
	DVDレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	平台	1 枚 1 回につき	200円
	演台 (大)	1 卓 1 回につき	620円
	演台 (小)	1 卓 1 回につき	410円
	演台 (司会者用)	1 卓 1 回につき	200円

	指揮者台（譜面台含）	1 台 1 回につき	300円
	譜面台（楽団員用）	1 台 1 回につき	100円
	仮設能舞台（小ホール仕様）	1 セット 1 回につき	17,410円
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1 台 1 回につき	10,480円
	ピアノ（ヤマハCFⅢ-S）	1 台 1 回につき	5,450円
	エレクトーン（ヤマハEL-90）	1 台 1 回につき	4,920円
音響設備器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	2,720円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,030円
	マイク（コンデンサ型）	1 本 1 回につき	930円
	マイク（ダイナミック型）	1 本 1 回につき	730円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1 本 1 回につき	1,250円
	マイクスタンド（床上型）	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1 本 1 回につき	200円
	ブームスタンド	1 本 1 回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1 セット 1 回につき	1,250円
	ポータブルミキサー	1 セット 1 回につき	1,150円
	MDレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
照明設備	ローア・ホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,150円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	830円
	サスペンションスポットライト	1 列 1 回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,560円
	投光ギャラリースポットライト	1 列 1 回につき	410円
	センターピンスポットライト	1 台 1 回につき	1,150円
	調光操作装置	1 セット 1 回につき	3,660円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト（500ワット）	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト（1キロワット）	1 台 1 回につき	300円
	LEDスポットライト	1 台 1 回につき	300円
	エフェクトスポットライト（1キロワット）	1 台 1 回につき	410円
	エフェクトスポットライト（2キロワット）	1 台 1 回につき	730円
	ミラーボール（φ450, 600）	1 台 1 回につき	830円
	マルチストロボ（300ワット）	1 台 1 回につき	930円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	930円
	コンセプトマシン	1 台 1 回につき	930円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	930円
	ファイヤーマシン	1 台 1 回につき	930円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	930円
	波エフェクト	1 台 1 回につき	930円
レインボウマシン	1 台 1 回につき	930円	

	カラーフェーダー	1 台 1 回につき	300円
その他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	入浴設備	1 室 1 回につき	1,150円
	持込電気機器	1 キロワットにつき	200円
	ビデオモニター	1 台 1 回につき	410円
	ビデオデッキ	1 台 1 回につき	410円
	ビデオプロジェクター	1 台 1 回につき	1,880円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1,880円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

施 設	区 分		利 用 料
	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハ C 7 E)	1 台 1 回につき	3,250円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	620円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
第 1 練習室	ピアノ (ヤマハ G 2 E)	1 台 1 回につき	1,560円
第 2 練習室	ピアノ (ヤマハ C 3 E)	1 台 1 回につき	1,670円
展示室	展示パネル	1 台 1 回につき	200円
第 1 会議室	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	16mm映写機	1 台 1 回につき	2,930円
	OHP	1 台 1 回につき	930円
	スライドプロジェクター	1 台 1 回につき	1,030円
	CLDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
第 2 会議室	スライドプロジェクター	1 台 1 回につき	1,030円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク 1 本)	1 セット 1 回につき	1,460円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	OHP	1 台 1 回につき	930円

第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	730円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	1,150円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,250円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	スライドプロジェクター	1台1回につき	1,030円
	同時通訳設備	1セット1回につき	20,960円
	C L Dプレーヤー	1台1回につき	1,030円
第7会議室	釜	1個1回につき	100円
その他	譜面台（楽団員用）	1台1回につき	100円
	テレビ（29型）、ビデオデッキ（VHS）	1セット1回につき	930円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	フリーパネル（※営利を目的として利用する場合に限る。）	1枚1回につき	100円
	映像伝送システム	1台1回につき	2,570円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	920円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,030円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,030円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月12日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第194号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで

平日	1,000円以下	25,140円	50,290円	62,860円	125,740円
	1,001円以上3,000円以下	32,680円	65,380円	81,730円	163,460円
	3,001円以上5,000円以下	40,230円	80,470円	100,590円	201,180円
	5,001円以上	50,290円	100,590円	125,740円	251,480円
休日	1,000円以下	30,170円	60,350円	75,440円	150,890円
	1,001円以上3,000円以下	39,230円	78,450円	98,070円	196,140円
	3,001円以上5,000円以下	48,280円	96,560円	120,710円	241,420円
	5,001円以上	60,350円	120,710円	150,890円	301,780円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 大ホールを4月・5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日で大ホールの舞台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

(ア) 可動席を使用する場合

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	5,030円	10,050円	12,560円	25,140円
	1,001円以上3,000円以下	6,530円	13,070円	16,340円	32,680円
	3,001円以上5,000円以下	8,040円	16,080円	20,110円	40,230円
	5,001円以上	10,050円	20,110円	25,140円	50,290円
休日	1,000円以下	6,020円	12,060円	15,080円	30,170円
	1,001円以上3,000円以下	7,830円	15,680円	19,600円	39,210円
	3,001円以上5,000円以下	9,640円	19,300円	24,140円	48,280円
	5,001円以上	12,060円	24,140円	30,170円	60,350円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

(イ) 可動席を使用しない場合

区 分	料金（1時間につき）

小ホール（平土間）	2,460円
-----------	--------

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ウ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
第 1 楽屋	290円	600円	760円	1,530円
第 2 楽屋	280円	570円	730円	1,460円
第 3 楽屋	270円	550円	680円	1,380円
第 4 楽屋	550円	1,110円	1,380円	2,770円
第 5 楽屋	590円	1,190円	1,500円	3,000円
第 6 楽屋	580円	1,170円	1,460円	2,930円
第 7 楽屋	860円	1,720円	2,160円	4,320円
第 8 楽屋	210円	430円	540円	1,090円
第 9 楽屋	560円	1,140円	1,430円	2,850円
第 10 楽屋	560円	1,140円	1,430円	2,850円
楽屋事務室	210円	430円	540円	1,090円
スタッフルーム	310円	630円	800円	1,600円
リハーサル室	2,060円	4,130円	5,160円	10,330円
第 1 練習室	630円	1,280円	1,600円	3,210円
第 2 練習室	1,190円	2,390円	3,000円	6,000円

エ セミナールーム利用料

区 分	利用料（1時間につき）	
セミナールーム 1	1,270円	
セミナールーム 2	690円	
セミナールーム 3	全室	3,020円
	2分の1室（A）	1,510円
	2分の1室（B）	1,510円
セミナールーム 4	570円	
セミナールーム 5	640円	
セミナールーム 6	570円	
セミナールーム 7	780円	
セミナールーム 8	870円	
セミナールーム 9	全室	740円
	8畳（A）	300円
	6畳（B）	220円
	6畳（C）	220円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

オ アトリウム利用料

区 分	利用料
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン（1月1平方メートルにつき）	1,360円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途利用実績に応じた額を徴収する。

キ 物品の販売のために利用する場合の施設利用料

施 設	利用料（1時間につき）	
小ホール（平土間）	4,920円	
リハーサル室	3,290円	
セミナールーム1	2,540円	
セミナールーム2	1,380円	
セミナールーム3	全室	6,040円
	2分の1室（A）	3,020円
	2分の1室（B）	3,020円
セミナールーム4	1,140円	
セミナールーム5	1,280円	
セミナールーム6	1,140円	
セミナールーム7	1,560円	
セミナールーム8	1,740円	
セミナールーム9	全室	1,480円
	8畳（A）	600円
	6畳（B）	440円
	6畳（C）	440円
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	500円	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ク 大ホール、小ホール（可動席を使用しない場合を除く。）、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハ

一サル室及び練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1 時間当たり）
午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後 5 時から午後 6 時まで	午後の利用料 ÷ 4 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	夜間の利用料 ÷ 4 × 1.2 (10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞 台 設 備	小せり	1 基 1 回につき	1,150 円
	音響反射板	1 基 1 回につき	5,650 円
	オーケストラピット	1 基 1 回につき	6,180 円
	紗幕（白、グレー、黒）	1 枚 1 回につき	1,150 円
	紅白幕（天竺幕）	1 枚 1 回につき	1,030 円
	浅葱幕（天竺幕）	1 枚 1 回につき	1,150 円
	舞台所作台	1 セット 1 回につき	7,430 円
	花道所作台（下手花道用）	1 セット 1 回につき	1,770 円
	松竹羽目	1 セット 1 回につき	2,610 円
	毛せん	1 枚 1 回につき	300 円
	長座布団	1 枚 1 回につき	200 円
	平台	1 台 1 回につき	200 円
	上敷ござ	1 枚 1 回につき	300 円
	金屏風	1 双 1 回につき	1,560 円
	地かすり（グレー・黒）	1 枚 1 回につき	1,560 円
	鳥屋囲（下手花道用）	1 セット 1 回につき	1,030 円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	930 円
	雪かご	1 台 1 回につき	300 円
	開き足	1 脚 1 回につき	100 円
	演台（大）	1 卓 1 回につき	620 円
	演台（小）（司会台兼用）	1 卓 1 回につき	410 円
指揮者台	1 台 1 回につき	200 円	
譜面台（指揮者用）	1 台 1 回につき	100 円	
譜面台（楽団員用）	1 台 1 回につき	100 円	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1 台 1 回につき	10,480 円

	ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台 1 回につき	10,480円
	バスドラム	1 台 1 回につき	610円
	ティンパニー	1 セット 1 回につき	3,080円
	マリンバ	1 台 1 回につき	1,130円
照 明 設 備	ローアホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,350円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	1,150円
	サスペンションスポットライト (20キロワット)	1 列 1 回につき	830円
	中アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,670円
	アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	2,720円
	客席サスペンションスポットライト (20キロワット)	1 列 1 回につき	830円
	トーマンタルスポットライト	1 セット 1 回につき	300円
	フロントサイドスポットライト	1 列 1 回につき	830円
	第 1 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,350円
	第 2 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,350円
	天井反射板ライト (90灯)	1 セット 1 回につき	2,610円
	コンダクタースポットライト	1 台 1 回につき	300円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1 台 1 回につき	2,610円
	調光操作卓	1 セット 1 回につき	3,660円
	サブ調光操作卓	1 セット 1 回につき	1,030円
	移 動 用 効 果 器 具・効 果 用 照 明 器 具	フットライト	1 セット 1 回につき
花道フットライト		1 セット 1 回につき	410円
スポットライト (500ワット)		1 台 1 回につき	200円
スポットライト (1キロワット)		1 台 1 回につき	300円
スポットライト (ソースフォー575ワット)		1 台 1 回につき	300円
エフェクトスポットライト (1キロワット)		1 台 1 回につき	410円
エフェクトスポットライト (2キロワット)		1 台 1 回につき	730円
ミラーボール (240×400φ)		1 台 1 回につき	570円
ミラーボール (600φ)		1 台 1 回につき	830円
マルチストロボ (300ワット)		1 台 1 回につき	930円
スモークマシン (ロスコ)		1 台 1 回につき	930円
ドライアイスマシン		1 台 1 回につき	930円
レインボーマシン		1 台 1 回につき	930円
ファイアーエフェクトマシン		1 台 1 回につき	930円
波エフェクトマシン		1 台 1 回につき	930円
スモークマシン (ディフュージョン)	1 台 1 回につき	930円	
音 響 設 備 器 具	拡声装置	1 セット 1 回につき	3,660円
	サブミキシングコンソール	1 台 1 回につき	1,250円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	MD/CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	DATデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	デジタルMTR	1 台 1 回につき	1,030円
	CDレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円

	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	ソリッドステートレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	フロアモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,350円
	移動スピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,030円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイク (バウンダリー型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (グースネック型・マイクスタンドを含む。)	1 本 1 回につき	930円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	舞台袖簡易操作卓	1 セット 1 回につき	1,250円
映 像 機 器	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	6,270円
	DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	スライドデッキ	1 台 1 回につき	410円
	書画カメラ	1 台 1 回につき	930円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき	410円
そ の 他	同時通訳設備	1 セット 1 回につき	20,960円
	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	演奏者用イス	1 脚 1 回につき	100円
	テレビ中継設備	1 セット 1 回につき	9,750円
	持込電気機器	1 キロワットにつき	200円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞 台 設 備	音響反射板	1 基 1 回につき	3,600円
	平台	1 台 1 回につき	200円
	地かすり (黒)	1 枚 1 回につき	1,560円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	930円
	開き足	1 脚 1 回につき	100円
	演台 (大)	1 卓 1 回につき	620円
	演台 (小) (司会台兼用)	1 卓 1 回につき	410円
	指揮者台	1 台 1 回につき	200円

	譜面台 (指揮者用)	1 台 1 回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	1 台 1 回につき	100円
	フォールディングステージ	1 台 1 回につき	770円
楽器	ピアノ (ヤマハNEWCFⅢS)	1 台 1 回につき	7,680円
照明設備	ローアホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,150円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	830円
	サスペンションスポットライト (10キロワット)	1 列 1 回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,560円
	客席サスペンションスポットライト (10キロワット)	1 列 1 回につき	410円
	サイドギャラリースポットライト	1 セット 1 回につき	410円
	天井反射板ライト (24灯)	1 セット 1 回につき	680円
	クセノンピンスポットライト (1キロワット)	1 台 1 回につき	1,560円
	調光操作卓	1 セット 1 回につき	3,660円
音響設備器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	2,720円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	830円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	MD/CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	DATデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	ソリッドステートレコーダー	1 台 1 回につき	1,030円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	フロアモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,350円
	移動スピーカー	1 台 1 回につき	1,150円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,030円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	930円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,150円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,250円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
舞台袖簡易操作卓	1 セット 1 回につき	1,250円	
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1,880円
	映写機 (35・16mm兼用)	1 台 1 回につき	8,800円
	DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
	移動式スクリーン	1 枚 1 回につき	410円
その他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	持込電気機器	1 キロワットにつき	200円

備考

1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合（平土間利用の場合）は、4時間ごとに1回とする。

2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ（ヤマハC7L）	1台1回につき	1,440円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	730円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	920円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	バレエ用シート	1枚1回につき	620円
練習室1	ピアノ（ヤマハYU5）	1台1回につき	610円
練習室2	ピアノ（ヤマハYU5）	1台1回につき	610円
セミナールーム1	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	730円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	920円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	書画カメラ	1台1回につき	930円
	ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき	410円
セミナールーム3	金屏風	1双1回につき	1,560円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円
	MDデッキ	1台1回につき	1,030円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	730円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	920円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,000円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,880円
	書画カメラ	1台1回につき	930円
	ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき	410円
	同時通訳設備	1セット1回につき	20,960円
セミナールーム7	カセットテープデッキ	1台1回につき	830円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,030円

	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,030円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,000円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
アトリウム	簡易ステージ	1 台 1 回につき	510円
	展示用パネル (※営利を目的として利用する場合に限る。)	1 枚 1 回につき	100円
その他	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	730円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	920円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,000円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク 1 本)	1 台 1 回につき	1,460円
	ポータブルミキサー	1 台 1 回につき	1,250円
	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1,880円
	テレビ (47型)、ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき	1,510円
	テレビ (14型)、ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき	440円
	OHP (映写台付)	1 台 1 回につき	930円
	スライドプロジェクター	1 台 1 回につき	1,030円
	移動式スクリーン	1 枚 1 回につき	410円
	映像伝送システム	1 セット 1 回につき	2,570円
	ミニDVカメラレコーダー	1 台 1 回につき	920円
	持込電気機器	1 キロワットにつき	200円
	DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,030円
エレクトーン (ヤマハEL900m)	1 台 1 回につき	820円	
パイプオルガン (ヤマハPO-103P)	1 台 1 回につき	820円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。ただし、施設利用料が 1 時間当たりで計算される場合は、4 時間ごとに 1 回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で設備・備品を設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年 3 月12日
- (2) 適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日

鳥取県告示第195号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 3 月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字西大和1261の54、1261の55、1261の62、1261の65、1261の67
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業地域 境港市外江
- 3 終了年月日 平成26年3月11日

鳥取県告示第197号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東五丁目215地先から同市岩吉字西上美田117-1地先まで	平成26年4月1日

- 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車

両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第198号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 河川整備計画を定めた河川

佐陀川水系

2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所、米子市建設部土木課、伯耆町地域整備課及び日吉津村建設産業課

鳥取県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	ユニット型ショートステイル・ソラリオン	倉吉市山根55-3	平成26年4月1日	短期入所生活介護

鳥取県告示第200号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月25日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	ユニット型・ソラリオン	倉吉市山根55-3	平成26年4月1日

鳥取県告示第201号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬仁会	ショートスタイル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	平成 26 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
〃	ユニット型ショートスタイル・ソラリオン	〃	〃	〃

鳥取県告示第 202 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
医療法人友絃会	皆生温泉病院居宅介護支援センター	米子市皆生新田三丁目 7-8	平成 26 年 3 月 17 日	平成 26 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 203 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第 93 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 25 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすなる会	ユニット型高草あすなる	鳥取市大柵 330	平成 26 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 204 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 3 月 25 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 自立の会	八頭郡智頭町 大字三田946	あおぞら	八頭郡智頭町大字市 瀬1322	共同生活介護	平成26年3月 17日
〃	〃	短期入所あおぞら	〃	短期入所	〃

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第10号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年3月26日（水）午後1時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成26年度教育振興協約の締結について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月25日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調達件名及び数量 超音波・内視鏡システム 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成26年1月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所
鳥取市永楽温泉町271
- 5 落札金額 52,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成25年12月13日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院経営課
鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 3 月25日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- 1 調達件名及び数量 生理検査システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年 1 月23日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 小西医療器株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水四丁目52
- 5 契約金額 43,470,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院経営課
鳥取市江津730

雑 報

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）第4条第1項の規定により、公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程を定めたので、同規約第36条第1項の規定により公告する。

平成26年 3 月25日

新生公立鳥取環境大学運営協議会会長 平 井 伸 治

公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（中期目標の期間における業務の実績の報告）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において会長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（中期目標の期間における業務の実績の報告）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において会長から法第88条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">（重要な財産の処分等の認可の申請）</p> <p>第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（重要な財産の処分等の認可の申請）</p> <p>第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。</p>

<p>(1) 処分等に係る財産の内容及び<u>適正な見積価額</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の処分等の協議)</p> <p>第17条 法人は、鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき（<u>法第42条の2第2項及び第44条第1項の認可を要する場合を除く。</u>）は、あらかじめ、会長に協議しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 処分等に係る財産の内容及び<u>予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の処分等の協議)</p> <p>第17条 法人は、鳥取県又は鳥取市の出資に係る財産の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするとき（法第44条第1項の認可を要する場合を除く。）は、あらかじめ、会長に協議しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。